

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>茨城県地域防災計画 風水害等対策計画編</p>	<p>茨城県地域防災計画 風水害等対策計画編</p>		
<p>目 次</p>	<p>目 次</p>		
<p>1 総 則</p>	<p>1 総 則</p>		
<p>第1節 目的 …………… 1</p>	<p>第1節 目的 …………… 1</p>		
<p>第2節 県土の自然条件 …………… 3</p>	<p>第2節 県土の自然条件 …………… 3</p>		
<p>第3節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱 …………… 18</p>	<p>第3節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱 …………… 18</p>		
<p>2 風水害対策計画</p>	<p>2 風水害対策計画</p>		
<p>第1章 災害予防</p>	<p>第1章 災害予防</p>		
<p>第1節 県土の保全 …………… 26</p>	<p>第1節 県土の保全 …………… 26</p>		
<p>第2節 土砂災害防止対策 …………… 32</p>	<p>第2節 土砂災害防止対策 …………… 32</p>		
<p>第3節 道路・港湾の安全対策 …………… <u>36</u></p>	<p>第3節 道路・港湾の安全対策 …………… <u>37</u></p>		
<p>第4節 都市防災 …………… <u>37</u></p>	<p>第4節 都市防災 …………… <u>38</u></p>		
<p>第5節 学校等の安全対策・文化財の保護 …………… <u>38</u></p>	<p>第5節 学校等の安全対策・文化財の保護 …………… <u>39</u></p>		
<p>第6節 農地・農業の安全対策 …………… 40</p>	<p>第6節 農地・農業の安全対策 …………… 40</p>		
<p>第7節 気象業務整備 …………… 41</p>	<p>第7節 気象業務整備 …………… 41</p>		
<p>第8節 情報通信設備等の整備 …………… <u>41</u></p>	<p>第8節 情報通信設備等の整備 …………… <u>42</u></p>		
<p>第9節 災害用資材、機材等の点検整備 …………… 45</p>	<p>第9節 災害用資材、機材等の点検整備 …………… 45</p>		
<p>第10節 火災予防 …………… <u>45</u></p>	<p>第10節 火災予防 …………… <u>46</u></p>		
<p>第11節 防災知識の普及 …………… <u>48</u></p>	<p>第11節 防災知識の普及 …………… <u>49</u></p>		
<p>第12節 防災訓練 …………… 51</p>	<p>第12節 防災訓練 …………… 51</p>		
<p>第13節 防災組織等の活動体制整備 …………… <u>54</u></p>	<p>第13節 防災組織等の活動体制整備 …………… <u>55</u></p>		
<p>第14節 要配慮者支援 …………… <u>57</u></p>	<p>第14節 要配慮者支援 …………… <u>58</u></p>		
<p>第2章 災害応急対策</p>	<p>第2章 災害応急対策</p>		
<p>第1節 組織 …………… <u>60</u></p>	<p>第1節 組織 …………… <u>61</u></p>		
<p>第2節 動員 …………… <u>69</u></p>	<p>第2節 動員 …………… <u>70</u></p>		
<p>第3節 気象情報等計画 …………… <u>69</u></p>	<p>第3節 気象情報等計画 …………… <u>70</u></p>		
<p>第4節 災害情報の収集・伝達 …………… <u>81</u></p>	<p>第4節 災害情報の収集・伝達 …………… <u>82</u></p>		
<p>第5節 通信 …………… <u>89</u></p>	<p>第5節 通信 …………… <u>90</u></p>		
<p>第6節 広報 …………… <u>97</u></p>	<p>第6節 広報 …………… <u>98</u></p>		

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
第7節 消防活動 101	第7節 消防活動 102		
第8節 水防 104	第8節 水防 105		
第9節 災害警備 109	第9節 災害警備 110		
第10節 交通計画 110	第10節 交通計画 111		
第11節 避難 116	第11節 避難 117		
第12節 食糧供給 120	第12節 食糧供給 121		
第13節 衣料・生活必需品等供給 123	第13節 衣料・生活必需品等供給 124		
第14節 給水 126	第14節 給水 127		
第15節 要配慮者安全確保対策 126	第15節 要配慮者安全確保対策 127		
第16節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理 129	第16節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理 130		
第17節 医療・助産 129	第17節 医療・助産 130		
第18節 防疫 131	第18節 防疫 132		
第19節 災害廃棄物の処理 133	第19節 災害廃棄物の処理 134		
第20節 死体の捜索及び処理埋葬 134	第20節 死体の捜索及び処理埋葬 135		
第21節 障害物の除去 137	第21節 障害物の除去 138		
第22節 輸送 138	第22節 輸送 139		
第23節 労務計画 140	第23節 労務計画 141		
第24節 児童生徒等の安全確保・応急教育等 140	第24節 児童生徒等の安全確保・応急教育等 141		
第25節 自衛隊に対する災害派遣要請 143	第25節 自衛隊に対する災害派遣要請 144		
第26節 応援・受援 154	第26節 応援・受援 155		
第27節 農地農業 159	第27節 農地農業 160		
第28節 電力施設の復旧 161	第28節 電力施設の復旧 162		
第29節 東日本電信電話株式会社茨城支店の災害対策計画 162	第29節 東日本電信電話株式会社茨城支店の災害対策計画 163		
第30節 株式会社NTTドコモ茨城支店の災害対策計画 164	第30節 株式会社NTTドコモ茨城支店の災害対策計画 165		
第31節 県防災ヘリコプターによる災害応急対策 165	第31節 県防災ヘリコプターによる災害応急対策 166		
第32節 郵政事業に係る措置 165	第32節 郵政事業に係る措置 166		
第3章 災害復旧計画	第3章 災害復旧計画		
第1節 公共施設の災害復旧 167	第1節 公共施設の災害復旧 168		
第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 169	第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 170		
第3節 災害復旧資金 173	第3節 災害復旧資金 174		
第4節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金 174	第4節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金 175		
第5節 その他の保護計画 185	第5節 その他の保護計画 186		

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
第6節 防災関係機関の復旧計画 …… <u>186</u>	第6節 防災関係機関の復旧計画 …… <u>187</u>		
3 海上災害対策計画	3 海上災害対策計画		
第1章 災害予防	第1章 災害予防		
第1節 海上交通安全の確保 …… <u>190</u>	第1節 海上交通安全の確保 …… <u>191</u>		
第2節 船舶の安全な <u>運行</u> の確保 …… <u>190</u>	第2節 船舶の安全な <u>運航</u> の確保 …… <u>191</u>		
第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え …… <u>191</u>	第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え …… <u>192</u>		
第4節 緊急輸送活動への備え …… <u>193</u>	第4節 緊急輸送活動への備え …… <u>194</u>		
第5節 防災関係機関の防災訓練の実施 …… <u>193</u>	第5節 防災関係機関の防災訓練の実施 …… <u>194</u>		
第6節 災害復旧への備え …… <u>193</u>	第6節 災害復旧への備え …… <u>194</u>		
第2章 災害応急対策	第2章 災害応急対策		
第1節 発災直後の情報の収集・連絡 …… <u>194</u>	第1節 発災直後の情報の収集・連絡 …… <u>195</u>		
第2節 活動体制の確立 …… <u>195</u>	第2節 活動体制の確立 …… <u>196</u>		
第3節 捜索、救出・救助及び消火活動 …… <u>198</u>	第3節 捜索、救出・救助及び消火活動 …… <u>199</u>		
第4節 危険物等の大量流出に対する応急対策 …… <u>199</u>	第4節 危険物等の大量流出に対する応急対策 …… <u>200</u>		
第5節 緊急輸送の確保 …… <u>202</u>	第5節 緊急輸送の確保 …… <u>203</u>		
第6節 治安の維持 …… <u>203</u>	第6節 治安の維持 …… <u>204</u>		
第7節 応援の要請 …… <u>203</u>	第7節 応援の要請 …… <u>204</u>		
第8節 流出油等災害の補償対策 …… <u>203</u>	第8節 流出油等災害の補償対策 …… <u>204</u>		
4 航空災害対策計画	4 航空災害対策計画		
第1章 災害予防	第1章 災害予防		
第1節 茨城県の航空状況 …… <u>205</u>	第1節 茨城県の航空状況 …… <u>206</u>		
第2節 航空交通の安全のための情報の充実 …… <u>205</u>	第2節 航空交通の安全のための情報の充実 …… <u>206</u>		
第3節 航空機の安全な運行の確保 …… <u>205</u>	第3節 航空機の安全な運行の確保 …… <u>206</u>		
第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え …… <u>206</u>	第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え …… <u>207</u>		
第2章 災害応急対策	第2章 災害応急対策		
第1節 発災直後の情報の収集・連絡 …… <u>209</u>	第1節 発災直後の情報の収集・連絡 …… <u>210</u>		
第2節 活動体制の確立 …… <u>211</u>	第2節 活動体制の確立 …… <u>212</u>		
第3節 捜索、救助・救急、医療及び消火活動 …… <u>214</u>	第3節 捜索、救助・救急、医療及び消火活動 …… <u>215</u>		
第4節 避難指示、誘導 …… <u>215</u>	第4節 避難指示、誘導 …… <u>216</u>		
第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 …… <u>215</u>	第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 …… <u>216</u>		

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
第6節 関係者等への的確な情報伝達活動 …… 216	第6節 関係者等への的確な情報伝達活動 …… 217		
第7節 遺族等事故災害関係者の対応 …… 216	第7節 遺族等事故災害関係者の対応 …… 217		
第8節 防疫及び遺体の処理 …… 216	第8節 防疫及び遺体の処理 …… 217		
5 鉄道災害対策計画	5 鉄道災害対策計画		
第1章 災害予防	第1章 災害予防		
第1節 茨城県の鉄道状況 …… 218	第1節 茨城県の鉄道状況 …… 219		
第2節 鉄道交通の安全のための情報の充実 …… 219	第2節 鉄道交通の安全のための情報の充実 …… 220		
第3節 鉄道交通安全運行の確保 …… 219	第3節 鉄道交通安全運行の確保 …… 220		
第4節 鉄道車両の安全性の確保 …… 220	第4節 鉄道車両の安全性の確保 …… 221		
第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え …… 220	第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え …… 221		
第2章 災害応急対策	第2章 災害応急対策		
第1節 発災直後の情報の収集・連絡 …… 224	第1節 発災直後の情報の収集・連絡 …… 225		
第2節 活動体制の確立 …… 225	第2節 活動体制の確立 …… 226		
第3節 救助・救急、医療及び消火活動 …… 228	第3節 救助・救急、医療及び消火活動 …… 229		
第4節 避難指示、誘導 …… 229	第4節 避難指示、誘導 …… 230		
第5節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動 …… 229	第5節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動 …… 230		
第6節 関係者等への的確な情報伝達活動 …… 230	第6節 関係者等への的確な情報伝達活動 …… 231		
第7節 防疫及び遺体の処理 …… 230	第7節 防疫及び遺体の処理 …… 231		
第3章 災害復旧 …… 231	第3章 災害復旧 …… 232		
6 道路災害対策計画	6 道路災害対策計画		
第1章 災害予防	第1章 災害予防		
第1節 茨城県の道路交通状況 …… 232	第1節 茨城県の道路交通状況 …… 233		
第2節 道路交通の安全のための情報の充実 …… 233	第2節 道路交通の安全のための情報の充実 …… 234		
第3節 道路施設等の管理と整備 …… 233	第3節 道路施設等の管理と整備 …… 234		
第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え …… 233	第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え …… 234		
第5節 防災知識の普及 …… 236	第5節 防災知識の普及 …… 237		
第6節 再発防止対策の実施 …… 236	第6節 再発防止対策の実施 …… 237		
第2章 災害応急対策	第2章 災害応急対策		
第1節 発災直後の情報の収集・連絡 …… 237	第1節 発災直後の情報の収集・連絡 …… 238		
第2節 活動体制の確立 …… 238	第2節 活動体制の確立 …… 239		

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
第3節 救助・救急、医療及び消火活動 …… 242	第3節 救助・救急、医療及び消火活動 …… 243		
第4節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動 …… 242	第4節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動 …… 243		
第5節 危険物の流出に対する応急対策 …… 243	第5節 危険物の流出に対する応急対策 …… 244		
第6節 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動 …… 243	第6節 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動 …… 244		
第7節 関係者等への的確な情報伝達活動 …… 243	第7節 関係者等への的確な情報伝達活動 …… 244		
第8節 防疫及び遺体の処理 …… 244	第8節 防疫及び遺体の処理 …… 245		
第3章 災害復旧 …… 244	第3章 災害復旧 …… 245		
7 危険物等災害対策計画	7 危険物等災害対策計画		
第1章 災害予防	第1章 災害予防		
第1節 危険物等災害の予防対策（各災害共通事項） …… 245	第1節 危険物等災害の予防対策（各災害共通事項） …… 246		
第2節 石油类等危険物施設の予防対策 …… 248	第2節 石油类等危険物施設の予防対策 …… 249		
第3節 高圧ガス・火薬類の予防対策 …… 249	第3節 高圧ガス・火薬類の予防対策 …… 250		
第4節 毒劇物取扱施設の予防対策 …… 251	第4節 毒劇物取扱施設の予防対策 …… 252		
第5節 放射線使用施設等の予防対策 …… 252	第5節 放射線使用施設等の予防対策 …… 253		
第6節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する予防対策 253	第6節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する予防対策 254		
第2章 災害応急対策	第2章 災害応急対策		
第1節 発災直後の情報の収集・連絡（各災害共通事項） …… 254	第1節 発災直後の情報の収集・連絡（各災害共通事項） …… 255		
第2節 活動体制の確立（各災害共通事項） …… 258	第2節 活動体制の確立（各災害共通事項） …… 259		
第3節 石油类等危険物施設の事故応急対策 …… 261	第3節 石油类等危険物施設の事故応急対策 …… 262		
第4節 高圧ガス、火薬類の事故応急対策 …… 264	第4節 高圧ガス、火薬類の事故応急対策 …… 265		
第5節 毒劇物多量取扱施設の事故応急対策 …… 268	第5節 毒劇物多量取扱施設の事故応急対策 …… 269		
第6節 放射線使用施設等の事故応急対策 …… 269	第6節 放射線使用施設等の事故応急対策 …… 270		
第7節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故応急対策 …… 270	第7節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故応急対策 …… 271		
第8節 避難誘導対策 …… 271	第8節 避難誘導対策 …… 272		
第9節 捜索・救出・救助対策 …… 272	第9節 捜索・救出・救助対策 …… 273		
第10節 応援要請対策 …… 272	第10節 応援要請対策 …… 273		
第11節 医療救護対策 …… 272	第11節 医療救護対策 …… 273		
第12節 緊急輸送の確保 …… 272	第12節 緊急輸送の確保 …… 273		
8 大規模な火事災害対策計画	8 大規模な火事災害対策計画		

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
第1章 災害予防	第1章 災害予防		
第1節 災害に強いまちづくり …… 274	第1節 災害に強いまちづくり …… 275		
第2節 大規模な火事災害防止のための情報の充実 …… 275	第2節 大規模な火事災害防止のための情報の充実 …… 276		
第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え …… 275	第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え …… 276		
第4節 防災知識等の普及 …… 277	第4節 防災知識等の普及 …… 278		
第20章 災害応急対策	第20章 災害応急対策		
第1節 発災直後の情報の収集・連絡 …… 278	第1節 発災直後の情報の収集・連絡 …… 279		
第2節 活動体制の確立 …… 279	第2節 活動体制の確立 …… 280		
第3節 救助・救急、医療及び消火活動 …… 282	第3節 救助・救急、医療及び消火活動 …… 283		
第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 …… 282	第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 …… 283		
第5節 避難の受入れ …… 283	第5節 避難の受入れ …… 284		
第6節 施設及び設備の応急復旧活動 …… 283	第6節 施設及び設備の応急復旧活動 …… 284		
第7節 関係者等への的確な情報伝達活動 …… 283	第7節 関係者等への的確な情報伝達活動 …… 284		
第8節 防疫及び遺体の処理 …… 284	第8節 防疫及び遺体の処理 …… 285		
第3章 災害復旧 …… 284	第3章 災害復旧 …… 285		
9 林野火災対策計画	9 林野火災対策計画		
第1章 災害予防	第1章 災害予防		
第1節 林野火災に強い地域づくり …… 285	第1節 林野火災に強い地域づくり …… 286		
第2節 林野火災防止のための情報の充実 …… 285	第2節 林野火災防止のための情報の充実 …… 286		
第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え …… 285	第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え …… 286		
第4節 防災活動の促進 …… 288	第4節 防災活動の促進 …… 289		
第2章 災害応急対策	第2章 災害応急対策		
第1節 発災直後の情報の収集・連絡 …… 288	第1節 発災直後の情報の収集・連絡 …… 289		
第2節 活動体制の確立 …… 290	第2節 活動体制の確立 …… 291		
第3節 救助・救急、医療及び消火活動 …… 292	第3節 救助・救急、医療及び消火活動 …… 293		
第4節 緊急輸送のための交通の確保 …… 294	第4節 緊急輸送のための交通の確保 …… 295		
第5節 避難の受入れ …… 294	第5節 避難の受入れ …… 295		
第6節 施設、設備の応急復旧活動 …… 294	第6節 施設、設備の応急復旧活動 …… 295		
第7節 関係者等への的確な情報伝達活動 …… 294	第7節 関係者等への的確な情報伝達活動 …… 295		
第8節 二次災害の防止活動 …… 295	第8節 二次災害の防止活動 …… 296		

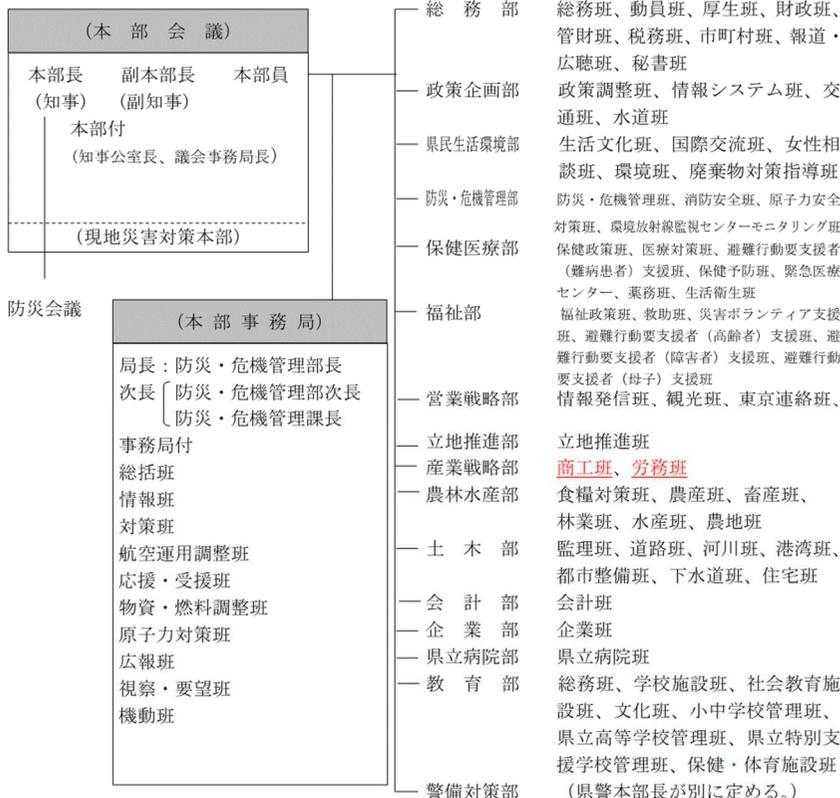
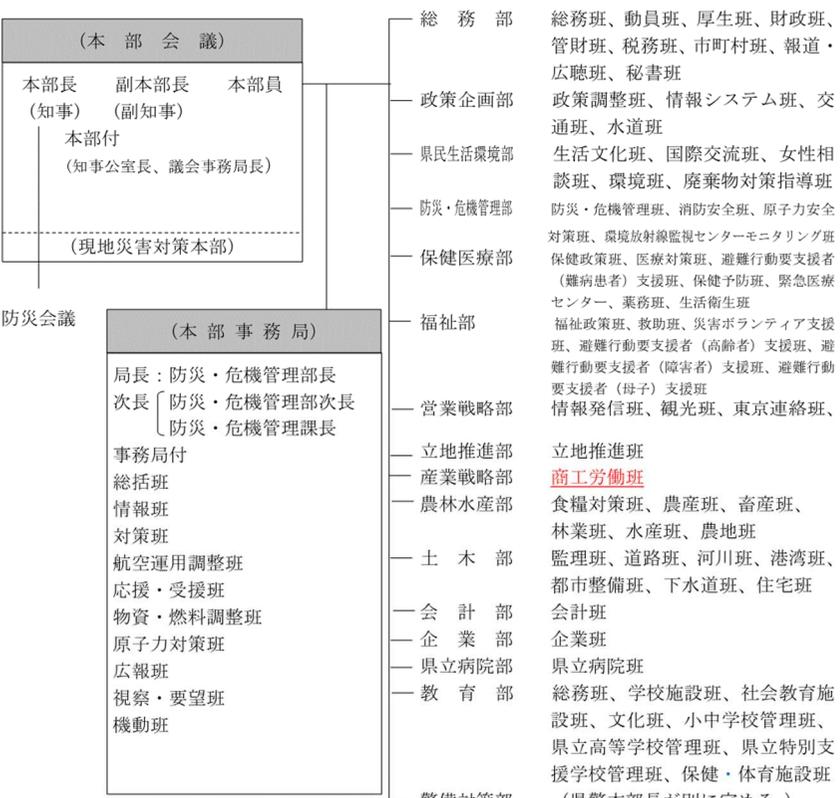
地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p>	<p><u>切なタイミングで避難指示等を発令する目安となる取組（カメラや水位センサーの設置、地区内住民からの情報提供体制の構築など）を基に、地区の特性や規模などを総合的に勘案し、避難指示等の発令の基準を定めておくものとする。</u></p> <p><u>なお、県は、市町村が内水氾濫に係る避難指示等を発令する際の目安について、専門家の意見を踏まえた取組を提供するなど必要な助言を行うほか、台風等の接近に伴い内水氾濫の発生が懸念される場合は、市町村に対し早期対応を図るための注意喚起を行うものとする。</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p>		
<p>第6節 農地・農業の安全対策</p> <p>第1 農地計画</p> <p>(略)</p> <p>3 地盤沈下対策事業</p> <p>地盤の沈下を防止するため、地下水の採取が法令等により規制されている地域において、地盤の沈下に起因して生じた農用地及び農業用施設の効用の低下を従前の状態に回復するために農業用排水施設の新設又は改修を<u>行なう</u>。</p> <p>第7節 気象業務整備</p> <p>水戸地方気象台の対応等</p> <p><u>1. 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。</u></p> <p><u>2. 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努める。</u></p> <p><u>3. 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知</u></p>	<p>第6節 農地・農業の安全対策</p> <p>第1 農地計画</p> <p>(略)</p> <p>3 地盤沈下対策事業</p> <p>地盤の沈下を防止するため、地下水の採取が法令等により規制されている地域において、地盤の沈下に起因して生じた農用地及び農業用施設の効用の低下を従前の状態に回復するために農業用排水施設の新設又は改修を<u>行う</u>。</p> <p>第7節 気象業務整備</p> <p>水戸地方気象台の対応等</p> <p><u>1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。</u></p> <p><u>2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。</u></p> <p><u>3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。</u></p> <p><u>4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。</u></p>	<p>40</p> <p>41</p>	<p>文言の整理 （農地整備課）</p> <p>風水害等災害対策計画編 21 ページの記載内容に合わせる （水戸地方気象台）</p>

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>できるよう努める。</p> <p><u>4. 市町村が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行う。</u></p> <p><u>5. 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、都道府県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行う。</u></p> <p><u>6. 都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。</u></p>	<p><u>5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。</u></p>		

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>第2章 災害応急対策 第1節 組織 第1 県 (略) 1 災害対策本部 県災害対策本部の概要は、次のとおりである。 (1) 組織系統</p>  <p>総務部 総務班、動員班、厚生班、財政班、管財班、税務班、市町村班、報道・広聴班、秘書班 政策企画部 政策調整班、情報システム班、交通班、水道班 県民生活環境部 生活文化班、国際交流班、女性相談班、環境班、廃棄物対策指導班 防災・危機管理部 防災・危機管理班、消防安全班、原子力安全対策班、環境放射線監視センターモニタリング班 保健医療部 保健政策班、医療対策班、避難行動要支援者（難病患者）支援班、保健予防班、緊急医療センター、薬務班、生活衛生班 福祉部 福祉政策班、救助班、災害ボランティア支援班、避難行動要支援者（高齢者）支援班、避難行動要支援者（障害者）支援班、避難行動要支援者（母子）支援班 営業戦略部 情報発信班、観光班、東京連絡班、 立地推進部 立地推進班 産業戦略部 <u>商工班</u>、<u>労務班</u> 農林水産部 食糧対策班、農産班、畜産班、林業班、水産班、農地班 土木部 監理班、道路班、河川班、港湾班、都市整備班、下水道班、住宅班 会計部 会計班 企業部 企業班 県立病院部 県立病院班 教育部 総務班、学校施設班、社会教育施設班、文化班、小中学校管理班、県立高等学校管理班、県立特別支援学校管理班、保健・体育施設班（県警本部長が別に定める。） 警備対策部</p> <p>（本部会議） 本部長 副本部長 本部長 (知事) (副知事) 本部付 (知事公室長、議世事務局長) (現地災害対策本部)</p> <p>防災会議</p> <p>（本部事務局） 局長：防災・危機管理部長 次長 〔防災・危機管理部次長 防災・危機管理課長〕 事務局付 総括班 情報班 対策班 航空運用調整班 応援・受援班 物資・燃料調整班 原子力対策班 広報班 視察・要望班 機動班</p>	<p>第2章 災害応急対策 第1節 組織 第1 県 (略) 1 災害対策本部 県災害対策本部の概要は、次のとおりである。 (1) 組織系統</p>  <p>総務部 総務班、動員班、厚生班、財政班、管財班、税務班、市町村班、報道・広聴班、秘書班 政策企画部 政策調整班、情報システム班、交通班、水道班 県民生活環境部 生活文化班、国際交流班、女性相談班、環境班、廃棄物対策指導班 防災・危機管理部 防災・危機管理班、消防安全班、原子力安全対策班、環境放射線監視センターモニタリング班 保健医療部 保健政策班、医療対策班、避難行動要支援者（難病患者）支援班、保健予防班、緊急医療センター、薬務班、生活衛生班 福祉部 福祉政策班、救助班、災害ボランティア支援班、避難行動要支援者（高齢者）支援班、避難行動要支援者（障害者）支援班、避難行動要支援者（母子）支援班 営業戦略部 情報発信班、観光班、東京連絡班、 立地推進部 立地推進班 産業戦略部 <u>商工労働班</u> 農林水産部 食糧対策班、農産班、畜産班、林業班、水産班、農地班 土木部 監理班、道路班、河川班、港湾班、都市整備班、下水道班、住宅班 会計部 会計班 企業部 企業班 県立病院部 県立病院班 教育部 総務班、学校施設班、社会教育施設班、文化班、小中学校管理班、県立高等学校管理班、県立特別支援学校管理班、保健・体育施設班（県警本部長が別に定める。） 警備対策部</p> <p>（本部会議） 本部長 副本部長 本部長 (知事) (副知事) 本部付 (知事公室長、議世事務局長) (現地災害対策本部)</p> <p>防災会議</p> <p>（本部事務局） 局長：防災・危機管理部長 次長 〔防災・危機管理部次長 防災・危機管理課長〕 事務局付 総括班 情報班 対策班 航空運用調整班 応援・受援班 物資・燃料調整班 原子力対策班 広報班 視察・要望班 機動班</p>	<p>61</p>	<p>災害対策本部条例施行規則の改正 (産業政策課)</p>

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元																
<p>(5) 現地災害対策本部の設置 (略) 付 表</p> <table border="1" data-bbox="89 359 925 459"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部 局 名</th> <th colspan="2">事 前 配 備 体 制</th> </tr> <tr> <th>事前配備 1</th> <th>事前配備 2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営 業 戦 略 部</td> <td></td> <td>営業企画課 <u>3</u> プロモーションチーム <u>2</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第 3 節 気象情報等計画 (略)</p> <p>第 1 特別警報・警報・注意報</p> <p>1 特別警報・警報・注意報の種類と発表基準</p> <p><u>水戸地方気象台が茨城県を対象にして行っている特別警報・警報・注意報の種類とその発表基準は、資料 3-3 及び資料 3-4 のとおりである。</u></p> <p><u>大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、市町村ごとに発表される。</u></p> <p><u>また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。</u></p> <p><u>なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。</u></p> <p>2 特別警報・警報・注意報、その他気象情報の細分区域と運用</p> <p>(1) 注意報・警報の細分区域は、資料 3-5 のとおりである。</p> <p>(2) その他</p> <p><u>水戸地方気象台（気象庁）は、気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表した後、経過や予想、防災上の留意点を解説する場</u></p>	部 局 名	事 前 配 備 体 制		事前配備 1	事前配備 2	営 業 戦 略 部		営業企画課 <u>3</u> プロモーションチーム <u>2</u>	<p>(5) 現地災害対策本部の設置 (略) 付 表</p> <table border="1" data-bbox="960 359 1796 459"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部 局 名</th> <th colspan="2">事 前 配 備 体 制</th> </tr> <tr> <th>事前配備 1</th> <th>事前配備 2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営 業 戦 略 部</td> <td></td> <td>営業企画課 <u>4</u> _____ <u>-</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第 3 節 気象情報等計画 (略)</p> <p>第 1 風水害関係</p> <p>1 警戒レベルを用いた防災情報の提供</p> <p><u>警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を 5 段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。</u></p> <p><u>「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、資料 7-1 のとおり、災害の切迫度に応じて、5 段階の警戒レベルにより提供する。</u></p> <p><u>なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。</u></p> <p>2 特別警報・警報・注意報</p> <p><u>大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、茨城県内の市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想</u></p>	部 局 名	事 前 配 備 体 制		事前配備 1	事前配備 2	営 業 戦 略 部		営業企画課 <u>4</u> _____ <u>-</u>	<p>64</p> <p>69</p> <p>69</p>	<p>災害対策本部条例施行規則の改正 (営業企画課)</p> <p>気象庁の標準的な記述に合わせる (水戸地方気象台)</p> <p>気象庁の標準的な記述に合わせる (水戸地方気象台)</p>
部 局 名		事 前 配 備 体 制																	
	事前配備 1	事前配備 2																	
営 業 戦 略 部		営業企画課 <u>3</u> プロモーションチーム <u>2</u>																	
部 局 名	事 前 配 備 体 制																		
	事前配備 1	事前配備 2																	
営 業 戦 略 部		営業企画課 <u>4</u> _____ <u>-</u>																	

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元								
<p>合には気象情報を発表する。</p> <p><u>ア 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、茨城県気象情報、台風情報</u> 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。 なお、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する茨城県気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表される。</p> <p><u>イ 記録的短時間大雨情報</u> 大雨警報発表中の市町村において、キキクルの「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクル（危険度分布）で確認する必要がある。</p> <p><u>ウ 竜巻注意情報</u> 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、天気予報の対象地域と同じ発表単位（「茨城県北部」・「茨城県南部」）で気象庁から発表する。 なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれ非常に高まっている旨を付加した情報で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</p> <p><u>エ 災害時気象支援資料</u> 水戸地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を</p>	<p>値を時間帯ごとに示して発表される。</p> <p><u>また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。</u> なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。 特別警報・警報・注意報の概要は以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="958 550 1787 1077"> <thead> <tr> <th data-bbox="958 550 1131 603">種類</th> <th data-bbox="1131 550 1787 603">概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="958 603 1131 762">特別警報</td> <td data-bbox="1131 603 1787 762">大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報</td> </tr> <tr> <td data-bbox="958 762 1131 922">警報</td> <td data-bbox="1131 762 1787 922">大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報</td> </tr> <tr> <td data-bbox="958 922 1131 1077">注意報</td> <td data-bbox="1131 922 1787 1077">大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報</td> </tr> </tbody> </table> <p>水戸地方気象台が茨城県を対象に行っている特別警報・警報・注意報の種類と概要、その発表基準は、資料3-3及び資料3-4、注意報・警報の細分区域は、資料3-5のとおりである。</p> <p>3 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等 キキクル等の種類と概要 (略)</p> <p>4 早期注意情報（警報級の可能性） 5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（「茨城県北部」・「茨城県南部」）で、</p>	種類	概要	特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報	警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報	注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報	70	気象庁の標準的な記述に合わせる (水戸地方気象台)
種類	概要										
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報										
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報										
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報										

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。 オ キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等 （略）</p>	<p>2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（茨城県）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p> <p>5 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、茨城気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。</p> <p>6 土砂災害警戒情報 大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、茨城県と水戸地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂災害に関するメッシュ情報で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 （発表対象地域や伝達等については、第1章 第2節 土砂災害防止計画、第5 土砂災害警戒情報の発表を参照。）</p> <p>7 記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</p> <p>8 顕著な大雨に関する気象情報 大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する茨城県気象情報」という表題の気象情報を発表する。</p> <p>9 竜巻注意情報</p>	<p>79</p> <p>70</p>	<p>気象庁の標準的な記述に合わせる （水戸地方気象台）</p> <p>気象庁の標準的な記述に合わせる （水戸地方気象台）</p>

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元																												
<p>第2 洪水予報河川の洪水予報</p> <hr/> <p>1 国が管理する河川の洪水予報 (略) 国の期間が行う洪水予報の伝達先（茨城県内関係のみ）</p> <table border="1" data-bbox="91 975 927 1294"> <thead> <tr> <th>担当官署</th> <th>伝達先</th> <th>伝達方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">関東地方整備局 常陸河川国道事務所 霞ヶ浦河川事務所 下館河川事務所</td> <td>県（土木部河川課）</td> <td>メール(FAX)又は、 専用電話</td> </tr> <tr> <td>関係市町村</td> <td>メール(FAX)</td> </tr> <tr> <td>河川情報センター</td> <td>専用回線FAX</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">水戸地方气象台</td> <td>県（防災・危機管理課）</td> <td rowspan="3">専用回線</td> </tr> <tr> <td>NHK水戸放送局</td> </tr> <tr> <td>NTT東日本又はNTT西日本 ※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：NTT東日本又はNTT西日本への伝達は洪水警報のみ</p>	担当官署	伝達先	伝達方法	関東地方整備局 常陸河川国道事務所 霞ヶ浦河川事務所 下館河川事務所	県（土木部河川課）	メール(FAX)又は、 専用電話	関係市町村	メール(FAX)	河川情報センター	専用回線FAX	水戸地方气象台	県（防災・危機管理課）	専用回線	NHK水戸放送局	NTT東日本又はNTT西日本 ※1	<p><u>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（「茨城県北部」・「茨城県南部」）で気象庁から発表される。</u></p> <p><u>なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。</u></p> <p><u>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（「茨城県北部」・「茨城県南部」）で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</u></p> <p>10 洪水予報河川の洪水予報</p> <p><u>河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。</u></p> <p>(1) 国が管理する河川の洪水予報 (略) 国の期間が行う洪水予報の伝達先（茨城県内関係のみ）</p> <table border="1" data-bbox="965 967 1787 1286"> <thead> <tr> <th>担当官署</th> <th>伝達先</th> <th>伝達方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">関東地方整備局 常陸河川国道事務所 霞ヶ浦河川事務所 下館河川事務所</td> <td>県（土木部河川課）</td> <td rowspan="3">メール・FAX</td> </tr> <tr> <td>関係市町村</td> </tr> <tr> <td>河川情報センター</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">水戸地方气象台</td> <td>県（防災・危機管理課）</td> <td rowspan="3">専用回線</td> </tr> <tr> <td>日本放送協会</td> </tr> <tr> <td>NTT五反田センター ※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：NTT五反田センターは洪水警報のみ</p>	担当官署	伝達先	伝達方法	関東地方整備局 常陸河川国道事務所 霞ヶ浦河川事務所 下館河川事務所	県（土木部河川課）	メール・FAX	関係市町村	河川情報センター	水戸地方气象台	県（防災・危機管理課）	専用回線	日本放送協会	NTT五反田センター ※1	<p>70</p> <p>75</p> <p>75</p>	<p>気象庁の標準的な記述に合わせる (水戸地方气象台)</p> <p>気象庁の標準的な記述に合わせる (水戸地方气象台)</p> <p>実施要領と整合を図るため (水戸地方气象台)</p>
担当官署	伝達先	伝達方法																													
関東地方整備局 常陸河川国道事務所 霞ヶ浦河川事務所 下館河川事務所	県（土木部河川課）	メール(FAX)又は、 専用電話																													
	関係市町村	メール(FAX)																													
	河川情報センター	専用回線FAX																													
水戸地方气象台	県（防災・危機管理課）	専用回線																													
	NHK水戸放送局																														
	NTT東日本又はNTT西日本 ※1																														
担当官署	伝達先	伝達方法																													
関東地方整備局 常陸河川国道事務所 霞ヶ浦河川事務所 下館河川事務所	県（土木部河川課）	メール・FAX																													
	関係市町村																														
	河川情報センター																														
水戸地方气象台	県（防災・危機管理課）	専用回線																													
	日本放送協会																														
	NTT五反田センター ※1																														

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元																																
<p>2 県が管理する河川の洪水予報 （略） 利根川水系桜川洪水予報の伝達先</p> <table border="1" data-bbox="94 368 927 756"> <thead> <tr> <th>担当官署</th> <th>伝達先</th> <th>伝達方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">茨城県土木部河川課</td> <td>土浦土木事務所</td> <td rowspan="6">メール及びFAX</td> </tr> <tr> <td>霞ヶ浦河川事務所</td> </tr> <tr> <td>茨城県警察本部</td> </tr> <tr> <td>土浦市</td> </tr> <tr> <td>つくば市</td> </tr> <tr> <td>阿見町</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">水戸地方気象台</td> <td>県（防災・危機管理課）</td> <td rowspan="3">専用回線</td> </tr> <tr> <td>NHK水戸放送局</td> </tr> <tr> <td>NTT東日本又はNTT西日本 ※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：NTT東日本又はNTT西日本への伝達は洪水警報のみ</p>	担当官署	伝達先	伝達方法	茨城県土木部河川課	土浦土木事務所	メール及びFAX	霞ヶ浦河川事務所	茨城県警察本部	土浦市	つくば市	阿見町	水戸地方気象台	県（防災・危機管理課）	専用回線	NHK水戸放送局	NTT東日本又はNTT西日本 ※1	<p>(2) 県が管理する河川の洪水予報 （略） 利根川水系桜川洪水予報の伝達先</p> <table border="1" data-bbox="967 376 1794 756"> <thead> <tr> <th>担当官署</th> <th>伝達先</th> <th>伝達方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">茨城県土木部河川課</td> <td>土浦土木事務所</td> <td rowspan="6">メール及びFAX</td> </tr> <tr> <td>霞ヶ浦河川事務所</td> </tr> <tr> <td>茨城県警察本部</td> </tr> <tr> <td>土浦市</td> </tr> <tr> <td>つくば市</td> </tr> <tr> <td>阿見町</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">水戸地方気象台</td> <td>県（防災・危機管理課）</td> <td rowspan="3">専用回線</td> </tr> <tr> <td>日本放送協会</td> </tr> <tr> <td>NTT五反田センター ※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：NTT五反田センターへの伝達は洪水警報のみ</p>	担当官署	伝達先	伝達方法	茨城県土木部河川課	土浦土木事務所	メール及びFAX	霞ヶ浦河川事務所	茨城県警察本部	土浦市	つくば市	阿見町	水戸地方気象台	県（防災・危機管理課）	専用回線	日本放送協会	NTT五反田センター ※1	<p>76</p>	<p>実施要領と整合を図るため （水戸地方気象台）</p>
担当官署	伝達先	伝達方法																																	
茨城県土木部河川課	土浦土木事務所	メール及びFAX																																	
	霞ヶ浦河川事務所																																		
	茨城県警察本部																																		
	土浦市																																		
	つくば市																																		
	阿見町																																		
水戸地方気象台	県（防災・危機管理課）	専用回線																																	
	NHK水戸放送局																																		
	NTT東日本又はNTT西日本 ※1																																		
担当官署	伝達先	伝達方法																																	
茨城県土木部河川課	土浦土木事務所	メール及びFAX																																	
	霞ヶ浦河川事務所																																		
	茨城県警察本部																																		
	土浦市																																		
	つくば市																																		
	阿見町																																		
水戸地方気象台	県（防災・危機管理課）	専用回線																																	
	日本放送協会																																		
	NTT五反田センター ※1																																		

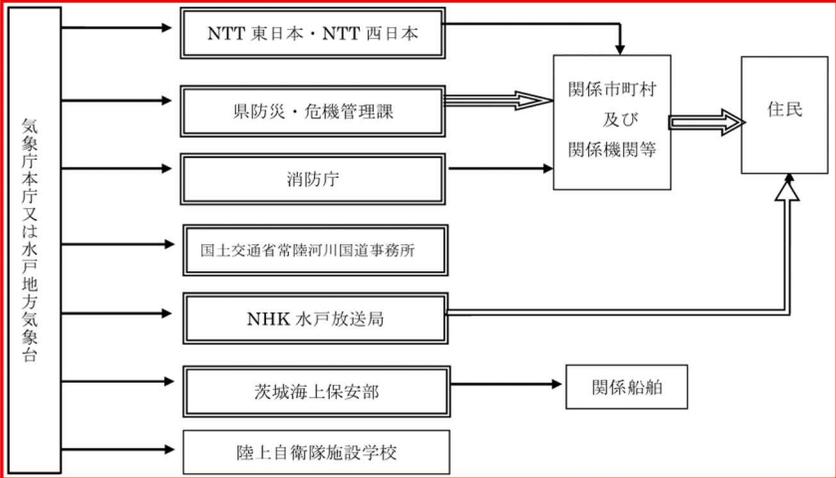
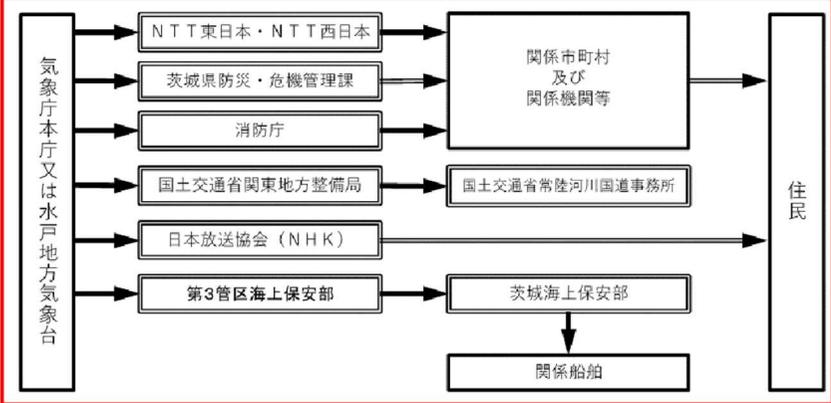
地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<p style="text-align: center;">伝達系統図（例：那珂川、久慈川）</p> <p>凡例 —— 気象庁通信系 - - - 専用線 ——— 公衆網 ——— 専用電話 ——— 加入電話線 ····· テレビ・ラジオ等</p>	<p style="text-align: center;">伝達系統図（例：那珂川、久慈川）</p> <p>凡例 —— 気象庁通信系 - - - 専用線 ——— 公衆網 ——— 専用電話 ——— 加入電話線 ····· テレビ・ラジオ等</p>	78	現在の伝達系統に修正 (水戸地方気象台)

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>第3 指定河川洪水予報の種類、表題と概要 （略）</p> <p>第4 水位情報周知河川の水位情報等</p> <p>1 常陸河川国道事務所、霞ヶ浦河川事務所は、それぞれが管理する水位情報周知河川について、河川の水位が特別警戒水位（氾濫危険水位）に達したときは、当該河川の水位又は流量を示して、県（土木部河川課）及び県関係市町村に伝達する。</p> <p>2 県（各土木・工事事務所）は、県が管理する水位情報周知河川について、河川の水位が特別警戒水位（氾濫危険水位）に達したときは、当該河川の水位又は流量を示して、関係市町村に伝達する。</p> <p>第6 火災気象通報 （略）</p> <p>第1 特別警報・警報・注意報</p> <p>2 特別警報・警報・注意報、その他気象所不応の細分区域と運用</p> <p>(2) その他</p> <p>エ 災害時気象支援資料 （略）</p> <p>第7 異常現象発見者の通報義務等 （略）</p>	<p>(3) 指定河川洪水予報の種類、表題と概要 （略）</p> <p>(4) 水位情報周知河川の水位情報等</p> <p>ア 常陸河川国道事務所、霞ヶ浦河川事務所は、それぞれが管理する水位情報周知河川について、河川の水位が特別警戒水位（氾濫危険水位）に達したときは、当該河川の水位又は流量を示して、県（土木部河川課）及び県関係市町村に伝達する。</p> <p>イ 県（各土木・工事事務所）は、県が管理する水位情報周知河川について、河川の水位が特別警戒水位（氾濫危険水位）に達したときは、当該河川の水位又は流量を示して、関係市町村に伝達する。</p> <p>1.1 火災気象通報 （略）</p> <p>1.2 災害時気象支援資料 （略）</p> <p>1.3 異常現象発見者の通報義務等 （略）</p>	<p>79</p> <p>80</p> <p>70</p> <p>80</p>	<p>気象庁の標準的な記述に合わせるため （水戸地方気象台）</p> <p>気象庁の標準的な記述に合わせるため （水戸地方気象台）</p> <p>気象庁の標準的な記述に合わせるため （水戸地方気象台）</p> <p>気象庁の標準的な記述に合わせるため （水戸地方気象台）</p>

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>3 特別警報・警報・注意報の伝達 (1) 水戸地方気象台関係 (略)</p>  <p>(略)</p> <p>(3) 日本電信電話株式会社（NTT東日本又はNTT西日本）関係 <u>水戸地方気象台からNTT番号情報㈱に通報された警報は、NTT東日本の通信系統により関係の各市町村に伝達される。</u></p>	<p>1.4 特別警報・警報・注意報の伝達 (1) 水戸地方気象台関係 (略)</p>  <p>(略)</p> <p>(3) 日本電信電話株式会社（NTT東日本又はNTT西日本）関係 <u>気象庁本庁又は水戸地方気象台からNTT東日本・NTT西日本に通報された警報は、関係の各市町村に伝達される。</u></p>	<p>72</p> <p>74</p>	<p>現在の伝達系統に修正 (水戸地方気象台)</p> <p>現在の伝達系統に修正 (水戸地方気象台)</p>

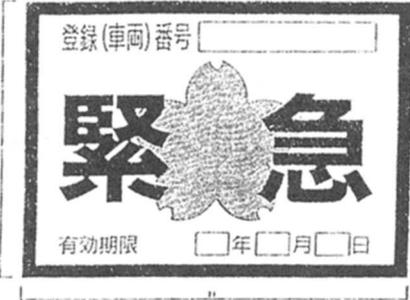
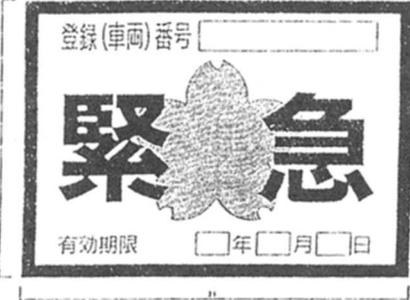
地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画掲載頁	備考（）は意見提出元																																																																																				
<p>(4) 日本放送協会（NHK）関係 <u>水戸地方気象台からNHK水戸放送局に気象専用回線を通じて通報された警報等は直ちに放送されることになっており、茨城放送（IBS）もこれに準じている。</u></p> <table border="1" data-bbox="91 437 922 1053"> <thead> <tr> <th>放送局名</th> <th>コール・サイン</th> <th>周波数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NHK東京第1放送</td> <td>J O A K</td> <td>594KHz</td> <td>300KW</td> </tr> <tr> <td>NHK東京デジタルテレビジョン放送（総合）</td> <td>J O A K - D T V</td> <td>東京27CH（UHF）</td> <td>10KW</td> </tr> <tr> <td>NHK水戸FM放送（水戸）</td> <td>J O E P - F M</td> <td>83.2MHz</td> <td>1KW</td> </tr> <tr> <td>（日立）</td> <td>（ ）</td> <td>84.2</td> <td>100W</td> </tr> <tr> <td>（北茨城）</td> <td>（ ）</td> <td>82.9</td> <td>100W</td> </tr> <tr> <td>（大子）</td> <td>（ ）</td> <td>84.8</td> <td>10W</td> </tr> <tr> <td>NHK水戸デジタルテレビジョン放送（総合）</td> <td>J O E P - D T V</td> <td>水戸20CH（UHF） 日立20CH（ ） 十王47CH（ ）</td> <td>300W 3W 10W UHFサテライト局は他に25局ある （R1.7.1現在）</td> </tr> <tr> <td>茨城放送水戸放送局</td> <td>J O Y F</td> <td>1,197KHz</td> <td>5KW</td> </tr> <tr> <td>茨城放送土浦放送局</td> <td>J O Y L</td> <td>1,458KHz</td> <td>1KW</td> </tr> <tr> <td>茨城放送水戸（加波山）</td> <td>F M</td> <td>94.6MHz</td> <td>1KW</td> </tr> <tr> <td>茨城放送日立（高鈴山）</td> <td>F M</td> <td>88.1MHz</td> <td>0.1KW</td> </tr> <tr> <td>茨城放送守谷</td> <td>F M</td> <td>88.1MHz</td> <td>0.02KW</td> </tr> </tbody> </table>	放送局名	コール・サイン	周波数	備考	NHK東京第1放送	J O A K	594KHz	300KW	NHK東京デジタルテレビジョン放送（総合）	J O A K - D T V	東京27CH（UHF）	10KW	NHK水戸FM放送（水戸）	J O E P - F M	83.2MHz	1KW	（日立）	（ ）	84.2	100W	（北茨城）	（ ）	82.9	100W	（大子）	（ ）	84.8	10W	NHK水戸デジタルテレビジョン放送（総合）	J O E P - D T V	水戸20CH（UHF） 日立20CH（ ） 十王47CH（ ）	300W 3W 10W UHFサテライト局は他に25局ある （R1.7.1現在）	茨城放送水戸放送局	J O Y F	1,197KHz	5KW	茨城放送土浦放送局	J O Y L	1,458KHz	1KW	茨城放送水戸（加波山）	F M	94.6MHz	1KW	茨城放送日立（高鈴山）	F M	88.1MHz	0.1KW	茨城放送守谷	F M	88.1MHz	0.02KW	<p>(4) 日本放送協会（NHK）関係 <u>気象庁本庁からNHKに気象専用回線を通じて通報された警報等は直ちに放送され、住民へ伝達される。</u></p> <table border="1" data-bbox="963 424 1789 871"> <thead> <tr> <th>放送局名</th> <th>コール・サイン</th> <th>周波数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NHK東京第1放送</td> <td>J O A K</td> <td>594KHz</td> <td>300KW</td> </tr> <tr> <td>NHK東京デジタルテレビジョン放送（総合）</td> <td>J O A K - D T V</td> <td>東京27CH（UHF）</td> <td>10KW</td> </tr> <tr> <td>NHK水戸FM放送（水戸）</td> <td>J O E P - F M</td> <td>83.2MHz</td> <td>1KW</td> </tr> <tr> <td>（日立）</td> <td>（ ）</td> <td>84.2</td> <td>100W</td> </tr> <tr> <td>（北茨城）</td> <td>（ ）</td> <td>82.9</td> <td>100W</td> </tr> <tr> <td>（大子）</td> <td>（ ）</td> <td>84.8</td> <td>10W</td> </tr> <tr> <td>NHK水戸デジタルテレビジョン放送（総合）</td> <td>J O E P - D T V</td> <td>水戸20CH（UHF） 日立20CH（ ） 十王47CH（ ）</td> <td>300W 3W 10W UHFサテライト局は他に25局ある （R1.7.1現在）</td> </tr> </tbody> </table>	放送局名	コール・サイン	周波数	備考	NHK東京第1放送	J O A K	594KHz	300KW	NHK東京デジタルテレビジョン放送（総合）	J O A K - D T V	東京27CH（UHF）	10KW	NHK水戸FM放送（水戸）	J O E P - F M	83.2MHz	1KW	（日立）	（ ）	84.2	100W	（北茨城）	（ ）	82.9	100W	（大子）	（ ）	84.8	10W	NHK水戸デジタルテレビジョン放送（総合）	J O E P - D T V	水戸20CH（UHF） 日立20CH（ ） 十王47CH（ ）	300W 3W 10W UHFサテライト局は他に25局ある （R1.7.1現在）	74	現在の伝達系統に修正 （水戸地方気象台）
放送局名	コール・サイン	周波数	備考																																																																																				
NHK東京第1放送	J O A K	594KHz	300KW																																																																																				
NHK東京デジタルテレビジョン放送（総合）	J O A K - D T V	東京27CH（UHF）	10KW																																																																																				
NHK水戸FM放送（水戸）	J O E P - F M	83.2MHz	1KW																																																																																				
（日立）	（ ）	84.2	100W																																																																																				
（北茨城）	（ ）	82.9	100W																																																																																				
（大子）	（ ）	84.8	10W																																																																																				
NHK水戸デジタルテレビジョン放送（総合）	J O E P - D T V	水戸20CH（UHF） 日立20CH（ ） 十王47CH（ ）	300W 3W 10W UHFサテライト局は他に25局ある （R1.7.1現在）																																																																																				
茨城放送水戸放送局	J O Y F	1,197KHz	5KW																																																																																				
茨城放送土浦放送局	J O Y L	1,458KHz	1KW																																																																																				
茨城放送水戸（加波山）	F M	94.6MHz	1KW																																																																																				
茨城放送日立（高鈴山）	F M	88.1MHz	0.1KW																																																																																				
茨城放送守谷	F M	88.1MHz	0.02KW																																																																																				
放送局名	コール・サイン	周波数	備考																																																																																				
NHK東京第1放送	J O A K	594KHz	300KW																																																																																				
NHK東京デジタルテレビジョン放送（総合）	J O A K - D T V	東京27CH（UHF）	10KW																																																																																				
NHK水戸FM放送（水戸）	J O E P - F M	83.2MHz	1KW																																																																																				
（日立）	（ ）	84.2	100W																																																																																				
（北茨城）	（ ）	82.9	100W																																																																																				
（大子）	（ ）	84.8	10W																																																																																				
NHK水戸デジタルテレビジョン放送（総合）	J O E P - D T V	水戸20CH（UHF） 日立20CH（ ） 十王47CH（ ）	300W 3W 10W UHFサテライト局は他に25局ある （R1.7.1現在）																																																																																				
<p>4 注意報及び気象情報の伝達 （略）</p> <p>第5節 通信 1 災害時優先通信等の利用 (4) 電話の輻輳対策 大規模災害時における電話の輻輳に対応するため、地域住民の安否の登録、取り出しを可能とする<u>災害伝言ダイヤル</u>“171”を提供する。</p>	<p>15 注意報及び気象情報の伝達 （略）</p> <p>第5節 通信 1 災害時優先通信等の利用 (4) 電話の輻輳対策 大規模災害時における電話の輻輳に対応するため、地域住民の安否の登録、取り出しを可能とする<u>災害用伝言ダイヤル</u>“171”を提供する。</p>	75	気象庁の標準的な記述に合わせるため （水戸地方気象台）																																																																																				
		91	文言の整理 （県警通信指令課）																																																																																				

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元																
<p>3 公衆電気通信設備が利用できない場合 (2) 非常通信の利用 イ 取扱い無線局 (略)</p> <table border="1" data-bbox="91 411 927 496"> <thead> <tr> <th>機 関</th> <th>連絡担当課等</th> <th>所在地及び電話番号</th> <th>郵便番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東日本旅客鉄道株式会社水戸支店</td> <td>電 気 課</td> <td>水戸市三の丸1-4-47 029(227)3762</td> <td>310-0011</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 放送の利用 ア 放送の要請 知事及び市町村長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備若しくは無線設備による通信ができない場合、又は、著しく困難な場合においては、あらかじめ協議して定めた手続により、災害に関する通知、要請、伝達、予・警報等の放送をNHK水戸放送局及び(株)茨城放送に要請する。 ※ 資料2-21、2-22「災害時における放送要請に関する協定」 ※ 資料2-23「放送要請の手続き」 なお、市町村長の放送要請は知事を通じて行うものとする。</p> <p>第10節 交通計画 3 各機関別実施者 (3) 警察関係機関 (略) エ 緊急通行車両の確認等 (ア) 公安委員会の行う緊急通行車両の確認事務の処理は、<u> </u>警察署の交通主管課とする。 (イ) <u> </u>警察署の交通主管課は、別に定める緊急通行車両の確認に関する<u>申請受理簿</u>を作成し、当該申し出があった場合は、その処理てん末を明確に記載しておくものとする。 (ウ) 公安委員会は、あらかじめ災害対策基本法施行規則第5条に規定する標示並びに同規則第6条<u> </u>に規定する標章及び証明書の用紙を作成して、県警察本部及び警察署の交通主管課に配布しておくものとする。</p>	機 関	連絡担当課等	所在地及び電話番号	郵便番号	東日本旅客鉄道株式会社水戸支店	電 気 課	水戸市三の丸1-4-47 029(227)3762	310-0011	<p>3 公衆電気通信設備が利用できない場合 (2) 非常通信の利用 イ 取扱い無線局 (略)</p> <table border="1" data-bbox="963 411 1798 496"> <thead> <tr> <th>機 関</th> <th>連絡担当課等</th> <th>所在地及び電話番号</th> <th>郵便番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東日本旅客鉄道株式会社水戸支店</td> <td>水戸信号通信設備技術センター</td> <td>水戸市三の丸1-4-47 029(227)3762</td> <td>310-0011</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 放送の利用 ア 放送の要請 知事及び市町村長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備若しくは無線設備による通信ができない場合、又は、著しく困難な場合においては、あらかじめ協議して定めた手続により、災害に関する通知、要請、伝達、予・警報等の放送をNHK水戸放送局及び(株)茨城放送に要請する。 ※ 資料2-22、2-23「災害時における放送要請に関する協定」 ※ 資料2-24「放送要請の手続き」 なお、市町村長の放送要請は知事を通じて行うものとする。</p> <p>第10節 交通計画 3 各機関別実施者 (3) 警察関係機関 (略) エ 緊急通行車両の確認等 (ア) 公安委員会の行う緊急通行車両の確認事務の処理は、<u>県警察本部及び</u>警察署の交通主管課とする。 (イ) <u>県警察本部及び</u>警察署の交通主管課は、別に定める緊急通行車両の確認に関する<u>緊急通行車両確認証明書交付簿</u>を作成し、当該申し出があった場合は、その処理てん末を明確に記載しておくものとする。 (ウ) 公安委員会は、あらかじめ災害対策基本法施行規則第5条に規定する標示並びに同規則第6条<u>の2</u>に規定する標章及び証明書の用紙を作成して、県警察本部及び警察署の交通主管課に配布しておくものとする。</p>	機 関	連絡担当課等	所在地及び電話番号	郵便番号	東日本旅客鉄道株式会社水戸支店	水戸信号通信設備技術センター	水戸市三の丸1-4-47 029(227)3762	310-0011	<p>94</p> <p>95</p> <p>113</p>	<p>対策本部の体制統一に伴う修正 （東日本旅客鉄道(株)水戸支社）</p> <p>資料番号の修正 （防災・危機管理課）</p> <p>災害対策基本法施行令の一部改正に伴う修正 （県警交通規制課）</p>
機 関	連絡担当課等	所在地及び電話番号	郵便番号																
東日本旅客鉄道株式会社水戸支店	電 気 課	水戸市三の丸1-4-47 029(227)3762	310-0011																
機 関	連絡担当課等	所在地及び電話番号	郵便番号																
東日本旅客鉄道株式会社水戸支店	水戸信号通信設備技術センター	水戸市三の丸1-4-47 029(227)3762	310-0011																

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>(エ) 標示及び標章並びに証明書の様式は次のとおりである。</p> <p>標示</p>  <p>標章</p> <p><u>様式第3（第6条関係）</u></p> 	<p>(エ) 標示及び標章並びに証明書の様式は次のとおりである。</p> <p>標示</p> <p><u>別記様式第2（第5条関係）</u></p>  <p>標章</p> <p><u>別記様式第4（第6条の2関係）</u></p> 	<p>113</p>	<p>災害対策基本法施行令の一部改正に伴う修正 (県警交通規制課)</p>
		<p>114</p>	<p>災害対策基本法施行令の一部改正に伴う修正 (県警交通規制課)</p>

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<p><u>般金融機関（普通銀行、信用金庫、信用組合）及び政府系金融機関（株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫）の融資、信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう県は次の措置を実施し、国に対しても要望する。</u></p> <p><u>1 資金需要の把握連絡通報</u> 中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要についてすみやかに把握する。関係機関は緊急に連絡を行い、その状況を通報する。</p> <p><u>2 資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置</u> 被災地を管轄する金融機関に対して被害の状況に応じ貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いを実施するよう要請する。</p> <p><u>3 中小企業者に対する金融制度の周知</u> 県は、市町村、中小企業関係団体を通じ、国、県並びに政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図る。</p> <p><u>4 その他の措置</u> 一般金融機関及び政府系金融機関に対し、県資金を預託し資金の円滑化を図る。県信用保証協会の保証推進のために必要な行政措置を行う。</p> <p>第6節 防災関係機関の復旧計画 第1 東日本旅客鉄道株式会社水戸支社の災害復旧計画（略） 2 災害復旧の組織 支社対策本部（支社・設備班） 公衆電話 232-0022 <u>地区対策本部</u> 現地対策本部</p>	<p>第6節 防災関係機関の復旧計画 第1 東日本旅客鉄道株式会社水戸支社の災害復旧計画（略） 2 災害復旧の組織 支社対策本部（支社・設備班） 公衆電話 232-0022 <u>現地対策本部</u></p>	<p>186</p>	<p>対策本部の体制統一化に伴う修正 （東日本旅客鉄道（株）水戸支社）</p>

地域防災計画（風水害等対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載頁	備考（）は意見提出元
<p>第4 株式会社NTTドコモ茨城支店_____の災害復旧計画</p> <p>3 海上火災対策計画 第1章 災害予防 第2節 船舶の安全な<u>運行</u>の確保</p>	<p>第4 株式会社NTTドコモ茨城支店、<u>KDDI株式会社</u>の災害復旧計画</p> <p>3 海上火災対策計画 第1章 災害予防 第2節 船舶の安全な<u>運航</u>の確保</p>	<p>188</p> <p>190</p>	<p>通信事業者の追記 （KDDI株式会社 北関東総支社）</p> <p>文言の修正 （関東運輸局）</p>